


消費税申告期限延長届出書

 收受印			
令和 年 月 日 税務署長殿	届 出 者	(フリガナ)	
		納税地	(〒 -) (電話番号 - -)
		(フリガナ)	
		名称及び 代表者氏名	印
	法人番号		
下記のとおり、消費税法第45条の2 ^{第1項} _{第2項} に規定する消費税申告書の提出期限の特例の適用を受けたいので、届出します。			
提出法人の区分	<input type="checkbox"/> 単体法人 <input type="checkbox"/> 連結親法人 <input type="checkbox"/> 連結子法人	事業年度又は 連結事業年度	自 月 日 至 月 日
適用開始課税期間	自 令和 年 月 日 至 令和 年 月 日		
適用要件等の確認	法人税法第75条の2に規定する申請書の提出有無		有 ・ 無
	国、地方公共団体に準ずる法人の申告期限の特例の適用を受けていない		<input type="checkbox"/> はい
参考事項			
税理士署名押印	印 (電話番号 - -)		

※ 税務署 処理 欄	整理番号		部門番号		番号確認		通信日付印	確認印
							年 月 日	印
	届出年月日	年 月 日	入力処理	年 月 日	台帳整理	年 月 日		

- 注意
1. 裏面の記載要領等に留意の上、記載してください。
 2. 税務署処理欄は、記載しないでください。

消費税申告期限延長届出書の記載要領等

1 提出すべき場合

この届出書は、消費税の確定申告書を提出すべき法人（法人税の申告期限の延長の特例の適用を受ける法人に限り、法人税の申告期限の延長の特例の適用を受ける連結親法人又はその連結子法人を含みます。）が、消費税の確定申告の期限を延長しようとする場合に提出するものです（法45の2①②）。

（注）1 法第60条第8項の規定（国、地方公共団体に準ずる法人の申告期限の特例）の適用を受けている法人はこの特例の適用を受けることはできません。

2 この特例の適用により、消費税の確定申告の期限が延長された場合でも、法第42条第1項、第4項若しくは第6項の規定による中間申告（この特例の適用を受ける課税期間の開始の日から同日以後2月を経過した日の前日までに終了した同条第1項に規定する1月中間申告対象期間に係る中間申告を除きます。）又は法第19条第1項第3号、第3号の2、第4号若しくは第4号の2に規定する課税期間（事業年度又は連結事業年度終了の日の属する課税期間を除きます。）に係る確定申告の期限は延長されません。

3 この特例が認められた場合には、延長された期間について利子税を納付する必要があります。

2 提出時期等

この届出書は、消費税の確定申告の期限の延長特例の適用を受けようとする事業年度又は連結事業年度（その連結事業年度終了の日の翌日から45日以内に提出した場合のその連結事業年度を含みます。）終了の日の属する課税期間の末日までに提出してください。

3 記載要領

- (1) 「提出法人の区分」欄は、いずれか該当する区分の口にレ印を付します。
- (2) 「事業年度又は連結事業年度」欄は、法人の事業年度又は連結事業年度を記載します。
- (3) 「適用開始課税期間」欄には、消費税の確定申告の期限の延長特例の適用を受けようとする課税期間の初日及び末日を記載します。
- (4) 「提出要件の確認」欄は、この届出書の提出要件を満たしているか確認の上、記載します。
- (5) 「参考事項」欄には、その他参考となる事項等がある場合に記載します。
- (6) 記載内容等についてご不明な場合は、最寄りの税務署にお問い合わせください。